

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月26日
【四半期会計期間】	第104期第2四半期(自平成24年7月1日至平成24年9月30日)
【会社名】	株式会社第三銀行
【英訳名】	The Daisan Bank , Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 岩 間 弘
【本店の所在の場所】	三重県松阪市京町510番地
【電話番号】	(0598)23-1111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 井 口 篤
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋1丁目14番7号 株式会社第三銀行東京支店
【電話番号】	(03)3277-3311
【事務連絡者氏名】	東京支店長兼東京事務所長 倉 沢 道 康
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号) 株式会社第三銀行名古屋支店 (名古屋市中村区名駅5丁目2番15号) 株式会社第三銀行東京支店 (東京都中央区日本橋1丁目14番7号) 株式会社第三銀行大阪支店 (大阪市中央区南船場1丁目17番20号)

(注) 東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成22年度 中間連結 会計期間 (自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日)	平成23年度 中間連結 会計期間 (自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日)	平成24年度 中間連結 会計期間 (自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日)	平成22年度 (自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	平成23年度 (自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)
連結経常収益	百万円	21,864	20,849	21,416	43,743	41,391
連結経常利益	百万円	3,701	2,551	1,868	6,403	5,237
連結中間純利益	百万円	1,717	1,120	982	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	3,235	2,322
連結中間包括利益	百万円	3,196	481	1,335	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	3,523	4,046
連結純資産額	百万円	86,924	86,434	87,627	87,242	90,205
連結総資産額	百万円	1,787,001	1,834,745	1,863,681	1,804,091	1,848,876
1株当たり純資産額	円	303.90	299.76	303.48	302.72	317.09
1株当たり中間純利益 金額	円	9.47	6.18	5.42	—	—
1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	15.23	10.38
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円	5.68	3.23	2.55	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	—	10.70	6.69
自己資本比率	%	4.76	4.59	4.56	4.72	4.75
連結自己資本比率 (国内基準)	%	10.04	10.82	9.94	10.11	9.83
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	23,714	19,420	7,777	39,172	41,250
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	19,013	24,669	8,506	30,759	33,777
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	4,167	3,914	2,320	5,176	4,010
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	32,707	34,075	37,284	35,411	38,875
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,658 [500]	1,680 [489]	1,647 [503]	1,626 [498]	1,637 [486]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 連結総資産額の算定にあたり、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、相殺表示しております。
4. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末新株予約権 - （中間）期末少数株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。
5. 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
6. 平成22年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2 四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
7. 平成22年度中間連結会計期間の連結中間包括利益の算定に当たり、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）を適用し、遡及処理をしております。

(2) 当行の最近 3 中間会計期間及び最近 2 事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第102期中	第103期中	第104期中	第102期	第103期
決算年月		平成22年 9 月	平成23年 9 月	平成24年 9 月	平成23年 3 月	平成24年 3 月
経常収益	百万円	18,738	18,036	18,770	37,641	35,642
経常利益	百万円	3,239	2,281	1,468	6,050	4,846
中間純利益	百万円	1,714	1,118	970	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	3,251	2,329
資本金	百万円	37,461	37,461	37,461	37,461	37,461
発行済株式総数	千株	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000	普通株式 184,358 A種優先株式 60,000
純資産額	百万円	84,985	84,227	84,919	85,253	87,816
総資産額	百万円	1,778,435	1,825,694	1,854,425	1,796,538	1,839,474
預金残高	百万円	1,653,196	1,683,852	1,719,494	1,662,590	1,700,919
貸出金残高	百万円	1,143,147	1,151,559	1,165,539	1,144,082	1,158,731
有価証券残高	百万円	540,578	569,949	569,286	548,707	582,408
1株当たり中間純利益金額	円	9.44	6.16	5.35	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	15.30	10.41
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	5.66	3.22	2.52	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	10.75	6.71
1株当たり配当額	円	普通株式 — A種優先株式 —	普通株式 — A種優先株式 —	普通株式 — A種優先株式 —	普通株式 5.00 A種優先株式 7.91	普通株式 5.00 A種優先株式 7.35
自己資本比率	%	4.77	4.61	4.57	4.74	4.77
単体自己資本比率 (国内基準)	%	9.88	10.65	9.74	9.93	9.64
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,554 [414]	1,571 [411]	1,540 [430]	1,522 [414]	1,528 [409]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 総資産額の算定にあたり、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、相殺表示しております。
3. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末新株予約権）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は、国内基準を採用しております。
5. 平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載された事業等のリスクの内容に重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、欧州債務問題の影響などにより輸出が伸び悩む中、公共投資や個人消費など内需が景気を下支えし緩やかな回復が続きましたが、回復ペースは次第に鈍化しました。

当行の主たる営業基盤である三重県内につきましては、鉦工業生産は全国を上回る勢いで持ち直していましたが、持ち直しのペースは次第に鈍化しました。雇用情勢は、有効求人倍率は全国水準を上回って推移するなど、改善の動きが見られました。

このような経営環境のもと、株主ならびに取引先の皆様方のご支援のもと、役職員一同一致協力して業績の向上と確固たる経営基盤の拡充に努めてまいりました。その結果、次のような業績となりました。

連結財政状態につきましては、資産の部合計は1兆8,636億円、負債の部合計は1兆7,760億円、純資産の部合計は876億円となりました。

主要な勘定残高につきましては、預金は、前連結会計年度末比183億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は、1兆7,150億円となりました。貸出金は、前連結会計年度末比68億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は、1兆1,620億円となりました。有価証券は、前連結会計年度末比131億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は、5,694億円となりました。

当第2四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年9月30日）の連結経営成績につきましては、経常収益は、前第2四半期連結累計期間比5億67百万円増加し214億16百万円となりました。一方、経常費用は、前第2四半期連結累計期間比12億51百万円増加し、195億48百万円となりました。その結果、経常利益は前第2四半期連結累計期間比6億83百万円減少し18億68百万円、中間純利益は前第2四半期連結累計期間比1億38百万円減少し9億82百万円となりました。

セグメントごとの情報につきましては、銀行業において経常収益が前第2四半期連結累計期間比7億34百万円増加し187億70百万円、セグメント利益が8億13百万円減少し14億68百万円となりました。リース業において経常収益は前第2四半期連結累計期間比2百万円増加し28億68百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比1億34百万円増加し2億1百万円となりました。また、その他において経常収益は85百万円減少し8億57百万円、セグメント利益は前第2四半期連結累計期間比11百万円増加し2億31百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、前第2四半期連結累計期間に比べ国内業務部門の資金運用収支が5億83百万円、国際業務部門の資金運用収支が14百万円それぞれ減少したことから、合計で前第2四半期連結累計期間比5億97百万円減少して121億69百万円となりました。

また、役務取引等収支は、国内業務部門・国際業務部門の合計で前第2四半期連結累計期間比21百万円減少し、16億70百万円となり、その他業務収支は、国内業務部門・国際業務部門の合計で前第2四半期連結累計期間比13億97百万円増加し、22億7百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	12,043	723	—	12,766
	当第2四半期連結累計期間	11,460	709	—	12,169
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	13,838	826	86	14,578
	当第2四半期連結累計期間	13,012	804	74	13,742
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,795	102	86	1,812
	当第2四半期連結累計期間	1,552	94	74	1,572
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	1,672	18	—	1,691
	当第2四半期連結累計期間	1,653	17	—	1,670
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	2,466	25	—	2,491
	当第2四半期連結累計期間	2,479	22	—	2,502
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	793	6	—	800
	当第2四半期連結累計期間	826	5	—	832
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	787	22	—	810
	当第2四半期連結累計期間	2,046	161	—	2,207
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	1,058	22	—	1,081
	当第2四半期連結累計期間	2,307	164	—	2,471
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	270	—	—	270
	当第2四半期連結累計期間	260	3	—	264

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間1百万円、当第2四半期連結累計期間1百万円)を控除して表示しております。

3. 相殺消去額欄の計数は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、国内業務部門においては前第2四半期連結累計期間比13百万円増加し24億79百万円、国際業務部門においては3百万円減少し22百万円、合計では前第2四半期連結累計期間比11百万円増加し25億2百万円となりました。

役務取引等費用は、国内業務部門においては前第2四半期連結累計期間比33百万円増加し8億26百万円、国際業務部門においては1百万円減少し5百万円、合計では前第2四半期連結累計期間比32百万円増加し8億32百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	2,466	25	—	2,491
	当第2四半期連結累計期間	2,479	22	—	2,502
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	636	—	—	636
	当第2四半期連結累計期間	623	—	—	623
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	564	24	—	588
	当第2四半期連結累計期間	558	21	—	579
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	276	—	—	276
	当第2四半期連結累計期間	237	—	—	237
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	522	—	—	522
	当第2四半期連結累計期間	620	—	—	620
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	102	—	—	102
	当第2四半期連結累計期間	103	—	—	103
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	364	1	—	365
	当第2四半期連結累計期間	335	1	—	336
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	793	6	—	800
	当第2四半期連結累計期間	826	5	—	832
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	121	6	—	128
	当第2四半期連結累計期間	120	5	—	126

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行及び連結子会社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 国内、国際業務部門における相殺消去額はありません。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	1,670,408	7,843	1,678,251
	当第2四半期連結会計期間	1,706,685	8,339	1,715,024
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	595,565	—	595,565
	当第2四半期連結会計期間	629,820	—	629,820
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,069,973	—	1,069,973
	当第2四半期連結会計期間	1,070,572	—	1,070,572
うちその他	前第2四半期連結会計期間	4,869	7,843	12,713
	当第2四半期連結会計期間	6,292	8,339	14,631
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	—	—	—
	当第2四半期連結会計期間	—	—	—
総合計	前第2四半期連結会計期間	1,670,408	7,843	1,678,251
	当第2四半期連結会計期間	1,706,685	8,339	1,715,024

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,147,309	100.00	1,162,064	100.00
製造業	154,451	13.46	148,796	12.80
農業, 林業	3,510	0.31	3,748	0.32
漁業	1,738	0.15	2,044	0.18
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1,175	0.10	201	0.02
建設業	80,680	7.03	75,370	6.49
電気・ガス・熱供給・水道業	9,503	0.83	13,216	1.14
情報通信業	5,978	0.52	9,047	0.78
運輸業, 郵便業	44,557	3.89	42,201	3.63
卸売業, 小売業	114,722	10.00	114,271	9.83
金融業, 保険業	51,880	4.52	70,181	6.04
不動産業, 物品賃貸業	159,743	13.92	160,657	13.82
各種サービス業	125,562	10.95	124,717	10.73
地方公共団体	78,970	6.88	84,252	7.25
その他	314,830	27.44	313,358	26.97
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,147,309	—	1,162,064	—

(注) 「国内」とは当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況については、営業活動によるキャッシュ・フローは預金は増加したものの、貸出金やコールローンの増加などにより77億77百万円のマイナスとなり、前第2四半期連結累計期間比271億97百万円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還による収入が増加したことなどから、85億6百万円のプラスとなり、前第2四半期連結累計期間比331億75百万円の増加となりました。

また、財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入金の返済などにより、23億20百万円のマイナスとなり、前第2四半期連結累計期間比62億34百万円の減少となりました。

この結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末比15億90百万円減少、前第2四半期連結会計期間末比32億9百万円増加して372億84百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

国内経済は、東日本大震災後の復興需要に伴う公共投資や堅調な個人消費に支えられ回復が続いているものの、欧州債務問題の影響などによる輸出の伸び悩み、および、エコカー補助金などの政策効果の終了による個人消費の減速の見通しなどから、先行きは不透明な状況となっています。また、米国経済の減速や円高など景気を下押しする懸念材料もあり、当行の主たる取引先である中小企業の業況は厳しい状況が続いています。これに金融機関間の競争が一段と激化していることも加わり、私ども金融機関をとりまく経営環境は引き続き厳しい状況にあります。

こうした中、当行は、中小規模事業者等向け貸出の増強や預り資産の販売強化などの積極的な営業努力により、収益の確保を図っていく必要があります。また、強固な財務基盤を維持し、地域への円滑な資金供給を通じて、地域経済の活性化に持続的に貢献していかなければならないと考えております。

平成24年10月に創立100周年を迎えた当行は、この平成24年度を新たな飛躍のスタートと位置付けたくうえで、地域の未来を切り拓く金融機関として、お客様とともに成長し、地域経済の活性化を図っていくため、そのビジョンを「地域に根ざし地域とともに成長する銀行」とする「新世紀第1次中期経営計画」（100年からのTAKE OFF～地域とともに～飛躍のステージver.1）をスタートさせました。

「新世紀第1次中期経営計画」では、平成24年4月から平成27年3月までの3年間を計画期間とし、収益力の強化をベースとしたうえで、最大のテーマを「地域密着型金融の取組みを中心とした総合金融サービスの提供」と設定し、その実現に向けた取組みを実施してまいります。

また、当行では、これまでも地域密着型金融推進のための具体策を定め、「ライフステージに応じた取引先企業に対するコンサルティング機能の発揮」、「地域の面的再生への積極的な参画」などを実践してまいりましたが、「新世紀第1次中期経営計画」においても、こうした取組みをさらに強化し、着実な実行を図ってまいります。

以上のとおり、今後、当行の目指す銀行像である「地域に根ざし地域とともに成長する銀行」の実現を図るため、役職員一同総力を結集してまいります。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間において、研究開発活動については該当ありません。

(5) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結累計期間中に新たに確定した重要な設備の新築、増改築等の計画はございません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	14,896	15,737	841
経費(除く臨時処理分)	10,458	11,138	680
人件費	5,978	5,998	20
物件費	3,958	4,607	649
税金	520	533	13
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	4,438	4,598	160
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	4,438	4,598	160
一般貸倒引当金繰入額	171	103	274
業務純益	4,609	4,495	114
うち債券関係損益	737	2,090	1,353
臨時損益	2,327	3,026	699
株式等関係損益	885	472	413
不良債権処理額	1,009	2,082	1,073
個別貸倒引当金繰入額	869	1,903	1,034
偶発損失引当金繰入額	46	57	103
その他	187	120	67
償却債権取立益	0	4	4
その他臨時損益	433	476	43
経常利益	2,281	1,468	813
特別損益	132	0	132
うち固定資産処分損益	18	0	18
うち減損損失	114	—	114
税引前中間純利益	2,149	1,467	682
法人税、住民税及び事業税	496	518	22
法人税等調整額	534	20	554
法人税等合計	1,030	497	533
中間純利益	1,118	970	148

- (注) 1. 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支
2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3. 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
6. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

２．利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.60	1.49	0.11
(イ)貸出金利回	1.92	1.82	0.10
(ロ)有価証券利回	1.16	1.00	0.16
(2) 資金調達原価	1.44	1.46	0.02
(イ)預金等利回	0.19	0.16	0.03
(ロ)外部負債利回	0.58	0.46	0.12
(3) 総資金利鞘 -	0.16	0.03	0.13

(注) １．「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

２．「外部負債」＝コールマネー＋借入金

３．ＲＯＥ(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%)(B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却 前)	16.44	16.39	0.05
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	16.44	16.39	0.05
業務純益ベース	17.07	16.02	1.05
中間純利益ベース	4.14	3.45	0.69

(注) １．前中間会計期間に係る ＲＯＥは以下の計算式にて算出しております。

$$\frac{\text{業務純益(中間純利益)} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{純資産の部期中平均残高} - \text{優先株式に係る資本金、資本準備金の期中平均残高}} \times \frac{\text{年間日数}}{\text{中間期日数}} \times 100$$

２．当中間会計期間に係る ＲＯＥは以下の計算式にて算出しております。

$$\frac{\text{業務純益(中間純利益)} - \text{優先株式配当金総額}}{\text{純資産の部期中平均残高} - \text{優先株式に係る資本金、資本準備金の期中平均残高} - \text{新株予約権期中平均残高}} \times \frac{\text{年間日数}}{\text{中間期日数}} \times 100$$

４．預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	1,683,852	1,719,494	35,642
預金(平残)	1,654,922	1,685,040	30,118
貸出金(末残)	1,151,559	1,165,539	13,980
貸出金(平残)	1,113,301	1,120,225	6,924

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,344,049	1,371,223	27,174
法人	339,802	348,270	8,468
計	1,683,852	1,719,494	35,642

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
住宅ローン残高	310,968	316,247	5,279
その他ローン残高	18,827	17,764	1,063
計	329,796	334,011	4,215

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	916,918	917,624	706
総貸出金残高	百万円	1,151,559	1,165,539	13,980
中小企業等貸出金比率	/ %	79.62	78.72	0.90
中小企業等貸出先件数	件	61,775	60,900	875
総貸出先件数	件	62,058	61,168	890
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.54	99.56	0.02

(注) 1. 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2. 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	1	42	—	—
信用状	67	161	69	315
保証	689	3,119	599	2,494
計	757	3,322	668	2,810

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号、以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用し、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成23年9月30日	平成24年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier1)	資本金	37,461	37,461
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	32,756	32,746
	利益剰余金	5,192	6,042
	自己株式()	1,171	1,152
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額()	—	—
	その他有価証券の評価差損()	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	30
	連結子法人等の少数株主持分	2,114	2,594
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額()	—	—
	のれん相当額()	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額()	—	—
	計 (A)	76,352	77,722
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	3,079	3,072
	一般貸倒引当金	4,939	4,391
	負債性資本調達手段等	16,300	8,300
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	16,300	8,300
	計	24,318	15,763
うち自己資本への算入額	(B)	24,318	15,763
	(C)	340	286
控除項目	控除項目(注4)	(D)	100,330
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	93,200
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	867,434	878,422
	オフ・バランス取引等項目	5,022	4,506
	信用リスク・アセットの額 (E)	872,457	882,928
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	54,412	54,238
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,353	4,339
	計 (E) + (F) (H)	926,870	937,167
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		10.82	9.94
(参考) Tier1比率 = A / H × 100(%)		8.23	8.29

- (注) 1 . 告示第28条第 2 項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 2 . 告示第29条第 1 項第 3 号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 3 . 告示第29条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が 5 年を超えるものに限られております。
- 4 . 告示第31条第 1 項第 1 号から第 6 号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第 2 号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成23年 9月30日	平成24年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier1)	資本金	37,461	37,461
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	15,000	15,000
	その他資本剰余金	17,761	17,761
	利益準備金	508	777
	その他利益剰余金	4,529	5,102
	その他	—	—
	自己株式()	1,114	1,118
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額()	—	—
	その他有価証券の評価差損()	—	—
	新株予約権	—	30
	営業権相当額()	—	—
	のれん相当額()	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額()	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	—	—
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額()	—	—
	計 (A)	74,146	75,015
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	3,079	3,072
	一般貸倒引当金	4,286	3,929
	負債性資本調達手段等	16,300	8,300
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	16,300	8,300
	計	23,665	15,302
	うち自己資本への算入額 (B)	23,665	15,302
控除項目	控除項目(注4) (C)	340	286
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	97,470	90,031
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	856,894	866,586
	オフ・バランス取引等項目	5,012	4,499
	信用リスク・アセットの額 (E)	861,906	871,086
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%) (F)	52,839	52,712
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	4,227	4,217
	計(E) + (F) (H)	914,745	923,799
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100(%)		10.65	9.74
(参考) Tier1比率 = A / H × 100(%)		8.10	8.12

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成23年9月30日	平成24年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	63	57
危険債権	176	234
要管理債権	21	25
正常債権	11,399	11,473

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
A種優先株式	700,000,000
計	700,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	184,358,000	同左	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定のない当 行における標準となる株式で あり、単元株式数は1,000株で あります。
A種優先株式 (注)1	60,000,000	同左	非上場	(注)2, 3, 4
計	244,358,000	同左	—	—

(注)1. A種優先株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8号に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。

2. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるA種優先株式の特質につきましては、当行の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する普通株式数が変動し、その修正基準・頻度および行使価額の下限を定めているほか、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲でA種優先株式の全部または一部を取得することができる旨を定め、加えて取得を請求し得べき期間内において取得請求のなかった全ての優先株式を一斉取得する旨を定めており、これらの詳細については以下(注)4に記載のとおりであります。

なお、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利行使に関する事項及び当行の株券の売買に関する事項について、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決めはありません。

3. A種優先株式は、定款の定めに基づき、以下(注)4に記載のとおり普通株式と議決権に差異を有しております。

4. 単元株式数は1,000株であります。また、A種優先株式の内容は下記のとおりであり、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。

(1) A種優先配当金

当行は、定款第40条第1項に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める配当率（以下「A種優先配当率」という。）を乗じて算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。）（以下「A種優先配当金」という。）の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して下記(2)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) A種優先配当年率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率 = 初年度A種優先配当金 ÷ A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に、下記に定める日本円TIBOR（12ヶ月物）（ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当年率決定日として算出する。）に1.00%を加えた割合（%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。）を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年3月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率 = 日本円TIBOR（12ヶ月物） + 1.00%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR（12ヶ月物）」とは、毎年4月1日（ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日）（以下「A種優先配当年率決定日」という。）の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR（12ヶ月物）が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円LIBOR12ヶ月物（360日ベース））として、英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を、日本円TIBOR（12ヶ月物）に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当年率は8%とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) A種優先中間配当金

当行は、定款第41条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下「A種優先中間配当金」という。）を支払う。

(6) 残余財産

残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

取得請求権

A種優先株主は、下記 に定める取得を請求することのできる期間中、当行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得すると引換えに、下記 に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

取得を請求することのできる期間

平成24年10月1日から平成36年9月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

取得と引換えに交付すべき財産

当行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 ないし に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記 に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から（当日を含まない。）の5連続取引日（ただし、終値のない日を除く。）における終値の平均値の50%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）を「下限取得価額」という（ただし、下記 による調整を受ける。）。

取得価額の調整

- イ. A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (i) 取得価額調整式に使用する時価（下記八.に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

- (ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

- (iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額（下記二.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および(v)ならびに下記八.(iv)において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- (iv) 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ.または下記ロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- (v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ.に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。
- (vi) 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。
- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。
- ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本に準じて調整する。
(ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
(iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日（上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。）の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く。）に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数（ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日（当該日を含む。）からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。）を加えたものとする。
(iv) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額（無償割当ての場合は0円）（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額（ただし、(iv)の場合は修正価額）とする。
- 二. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記ハ.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額（新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記ハ.(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額（下記(10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。）は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

取得請求受付場所

名古屋市中区栄三丁目15番33号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記 に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(9) 金銭を対価とする取得条項

金銭を対価とする取得条項

当行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日（開催日を含む。）の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8) に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

取得と引換えに交付すべき財産

当行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本 においては、上記(6) に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得する。この場合、当行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記 に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

(11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成24年6月22日
新株予約権の数	2,303個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	230,300株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成24年8月9日～平成54年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 132円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される基本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後に、当行が普通株式の株式分割（株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、割当日後に当行が合併または会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当行の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注2)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年9月30日	—	244,358	—	37,461,151	—	15,000,000

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	平成24年9月30日現在 発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社 整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	60,000	24.55
日本トラスティ・サービス信託 銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	19,937	8.15
日本トラスティ・サービス信託 銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	10,989	4.49
第三銀行職員持株会	三重県松阪市京町510番地	7,047	2.88
株式会社 損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	6,440	2.63
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	5,013	2.05
株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	3,981	1.62
東京海上日動火災保険 株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	3,753	1.53
日本生命保険 相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	3,249	1.32
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,499	1.02
計	—	122,910	50.29

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 19,937千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 10,989千株

2. 当行は、自己株式3,057千株を所有しており、発行済株式総数に対する当該自己株式数の割合は1.25%であります。

所有議決権数別

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	19,937	11.04
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	10,989	6.08
第三銀行職員持株会	三重県松阪市京町510番地	7,047	3.90
株式会社 損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	6,440	3.56
株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	5,013	2.77
株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1番5号	3,981	2.20
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	3,753	2.07
日本生命保険 相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	3,249	1.80
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	2,499	1.38
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	1,978	1.09
計	—	64,886	35.95

(注) 1. 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る議決権数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 19,937個

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 10,989個

2. 上記 所有株式数別に記載している株式会社整理回収機構所有のA種優先株式は、議決権を有しておりません。なお、A種優先株式の所有者は、下記のとおりであります。また、A種優先株式の内容については、「1. 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

A種優先株式

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
株式会社 整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46番1号	60,000	—
計	—	60,000	—

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 60,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,057,000	—	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 180,453,000	180,453	同上
単元未満株式	普通株式 848,000	—	同上
発行済株式総数	244,358,000	—	—
総株主の議決権	—	180,453	—

- (注) 1. A種優先株式の内容は、「1. 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。
 2. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1千株含まれております。
 また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権が1個含まれております。
 3. 「単元未満株式」の欄には、当行所有の自己株式が231株含まれております。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社第三銀行	三重県松阪市京町510番地	3,057,000	—	3,057,000	1.25
計	—	3,057,000	—	3,057,000	1.25

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1．当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2．当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下、「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下、「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成24年4月1日至平成24年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	39,833	38,569
コールローン及び買入手形	22,000	43,000
商品有価証券	782	773
金銭の信託	1,962	1,782
有価証券	6, 12 582,618	6, 12 569,494
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 7 1,155,242	1, 2, 3, 4, 5, 7 1,162,064
外国為替	5 1,459	5 1,769
その他資産	6 18,377	6 19,745
有形固定資産	8, 9 26,666	8, 9 27,365
無形固定資産	2,394	3,113
繰延税金資産	6,324	6,333
支払承諾見返	12 3,067	12 2,817
貸倒引当金	11,851	13,148
資産の部合計	1,848,876	1,863,681
負債の部		
預金	6 1,696,646	6 1,715,024
借入金	6, 10 28,120	6, 10 26,585
外国為替	12	312
社債	11 5,300	11 5,300
その他負債	16,528	17,333
賞与引当金	870	847
役員賞与引当金	28	-
退職給付引当金	3,976	4,010
役員退職慰労引当金	367	15
睡眠預金払戻損失引当金	160	162
偶発損失引当金	296	354
再評価に係る繰延税金負債	8 3,296	8 3,289
支払承諾	12 3,067	12 2,817
負債の部合計	1,758,671	1,776,053
純資産の部		
資本金	37,461	37,461
資本剰余金	32,749	32,746
利益剰余金	6,393	6,042
自己株式	1,154	1,152
株主資本合計	75,449	75,097
その他有価証券評価差額金	8,888	6,300
繰延ヘッジ損益	26	66
土地再評価差額金	8 3,546	8 3,537
その他の包括利益累計額合計	12,461	9,904
新株予約権	-	30
少数株主持分	2,293	2,594
純資産の部合計	90,205	87,627
負債及び純資産の部合計	1,848,876	1,863,681

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
経常収益	20,849	21,416
資金運用収益	14,578	13,742
(うち貸出金利息)	10,841	10,295
(うち有価証券利息配当金)	3,692	3,404
役務取引等収益	2,491	2,502
その他業務収益	1,081	2,471
その他経常収益	2,696	2,700
経常費用	18,297	19,548
資金調達費用	1,814	1,574
(うち預金利息)	1,588	1,408
役務取引等費用	800	832
その他業務費用	270	264
営業経費	10,799	11,408
その他経常費用	¹ 4,612	¹ 5,469
経常利益	2,551	1,868
特別利益	0	19
固定資産処分益	0	19
特別損失	132	17
固定資産処分損	18	17
減損損失	114	-
税金等調整前中間純利益	2,419	1,871
法人税、住民税及び事業税	641	649
法人税等調整額	544	7
法人税等合計	1,186	656
少数株主損益調整前中間純利益	1,233	1,214
少数株主利益	112	231
中間純利益	1,120	982

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	1,233	1,214
その他の包括利益	751	2,549
その他有価証券評価差額金	906	2,589
繰延ヘッジ損益	154	39
中間包括利益	481	1,335
親会社株主に係る中間包括利益	359	1,565
少数株主に係る中間包括利益	121	230

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	37,461	37,461
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	37,461	37,461
資本剰余金		
当期首残高	32,759	32,749
当中間期変動額		
自己株式の処分	2	3
当中間期変動額合計	2	3
当中間期末残高	32,756	32,746
利益剰余金		
当期首残高	5,443	6,393
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,372	1,342
中間純利益	1,120	982
土地再評価差額金の取崩	-	8
当中間期変動額合計	251	350
当中間期末残高	5,192	6,042
自己株式		
当期首残高	1,176	1,154
当中間期変動額		
自己株式の取得	1	5
自己株式の処分	7	7
当中間期変動額合計	5	2
当中間期末残高	1,171	1,152
株主資本合計		
当期首残高	74,487	75,449
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,372	1,342
中間純利益	1,120	982
自己株式の取得	1	5
自己株式の処分	4	4
土地再評価差額金の取崩	-	8
当中間期変動額合計	248	352
当中間期末残高	74,238	75,097

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	7,896	8,888
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	915	2,588
当中間期変動額合計	915	2,588
当中間期末残高	6,981	6,300
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	136	26
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	154	39
当中間期変動額合計	154	39
当中間期末残高	18	66
土地再評価差額金		
当期首残高	3,082	3,546
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	-	8
当中間期変動額合計	-	8
当中間期末残高	3,082	3,537
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	10,842	12,461
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	760	2,557
当中間期変動額合計	760	2,557
当中間期末残高	10,081	9,904
新株予約権		
当期首残高	-	-
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	-	30
当中間期変動額合計	-	30
当中間期末残高	-	30
少数株主持分		
当期首残高	1,912	2,293
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純 額)	201	300
当中間期変動額合計	201	300
当中間期末残高	2,114	2,594

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
純資産合計		
当期首残高	87,242	90,205
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,372	1,342
中間純利益	1,120	982
自己株式の取得	1	5
自己株式の処分	4	4
土地再評価差額金の取崩	-	8
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	558	2,225
当中間期変動額合計	807	2,577
当中間期末残高	86,434	87,627

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	2,419	1,871
減価償却費	2,343	2,432
減損損失	114	-
貸倒引当金の増減()	337	1,296
賞与引当金の増減額(は減少)	25	23
役員賞与引当金の増減額(は減少)	29	28
退職給付引当金の増減額(は減少)	18	33
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	21	351
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	6	2
偶発損失引当金の増減()	46	57
資金運用収益	14,578	13,742
資金調達費用	1,814	1,574
有価証券関係損益()	199	1,553
金銭の信託の運用損益(は運用益)	74	179
為替差損益(は益)	0	0
固定資産処分損益(は益)	18	2
貸出金の純増()減	9,181	6,822
預金の純増減()	21,120	18,378
商品有価証券の純増()減	41	9
コールローン等の純増()減	5,000	21,000
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	717	326
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	5,100	534
その他資産の純増()減	603	2,768
その他負債の純増減()	2,149	1,570
外国為替(資産)の純増()減	77	310
外国為替(負債)の純増減()	8	299
資金運用による収入	14,542	13,778
資金調達による支出	1,425	1,631
その他	43	30
小計	20,011	7,581
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	590	195
営業活動によるキャッシュ・フロー	19,420	7,777
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	135,059	161,840
有価証券の売却による収入	91,092	151,954
有価証券の償還による収入	20,068	20,877
有形固定資産の取得による支出	474	1,370
無形固定資産の取得による支出	297	1,176
有形固定資産の除却による支出	-	1
有形固定資産の売却による収入	0	63
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,669	8,506

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の発行による収入	5,256	-
劣後特約付借入金返済による支出	-	1,000
配当金の支払額	1,372	1,342
少数株主への配当金の支払額	7	7
自己株式の取得による支出	1	1
自己株式の売却による収入	3	2
子会社の所有する親会社株式の売却による収入	35	28
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,914	2,320
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,335	1,590
現金及び現金同等物の期首残高	35,411	38,875
現金及び現金同等物の中間期末残高	₁ 34,075	₁ 37,284

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

１．連結の範囲に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
(1) 連結子会社 6 社 主要な会社名 三重リース㈱ 三重総合信用㈱
(2) 非連結子会社 該当ありません。

２．持分法の適用に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。
(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。
(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。
(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。

３．連結子会社の中間決算日等に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9 月末日 6 社

４．会計処理基準に関する事項

当中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ)有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (ロ)有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

当中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
(4) 減価償却の方法 有形固定資産（リース資産を除く） 当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8 年～50年 その他：3 年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。 (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当行及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成24年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として1 年～5 年）に基づいて償却しております。 リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,864百万円(前連結会計年度末は15,798百万円)であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。
(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。 過去勤務債務： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

当中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。
(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。
(10) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
(11) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。
(12) 重要なヘッジ会計の方法 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
(14) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

当中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
当行は、平成24年 6 月22日開催の第103期定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額未払分306百万円については「その他負債」に含めて表示しております。 なお、連結子会社については従来どおり、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を「役員退職慰労引当金」として計上しております。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年 9月30日)
破綻先債権額	710百万円	622百万円
延滞債権額	24,985百万円	29,068百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年 9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	1,102百万円	1,291百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年 9月30日)
貸出条件緩和債権額	1,306百万円	1,288百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年 9月30日)
合計額	28,105百万円	32,270百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年 9月30日)
	13,078百万円	12,836百万円

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年 9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	34,030百万円	33,754百万円
その他資産	117百万円	73百万円
未経過リース料	1,923百万円	1,334百万円
計	36,071百万円	35,162百万円
担保資産に対応する債務		
預金	1,346百万円	1,561百万円
借入金	16,402百万円	15,639百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年 9月30日)
有価証券	29,551百万円	29,542百万円

非連結子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年 9月30日)
保証金	390百万円	395百万円

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額はありません。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年 9月30日)
融資未実行残高	534,254百万円	531,979百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの及び総合口座の貸越契約によるもの	531,913百万円	529,487百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	7,591百万円	7,744百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
減価償却累計額	19,334百万円	19,833百万円

10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付借入金	4,000百万円	3,000百万円

11. 社債は劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付社債	5,300百万円	5,300百万円

12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年9月30日)
	8,369百万円	8,033百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
貸倒引当金繰入額	754百万円	貸倒引当金繰入額 1,911百万円
株式等償却	622百万円	株式等償却 482百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	184,358	—	—	184,358	
A種優先株式	60,000	—	—	60,000	
合計	244,358	—	—	244,358	
自己株式					
普通株式	3,155	9	15	3,148	(注)
合計	3,155	9	15	3,148	

(注) 自己株式の増加9千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。自己株式の減少15千株は、連結子会社による売却による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	906	5.00	平成23年3月31日	平成23年6月27日
	A種優先株式	474	7.91	平成23年3月31日	平成23年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当ありません。

当中間連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	184,358	—	—	184,358	
A種優先株式	60,000	—	—	60,000	
合計	244,358	—	—	244,358	
自己株式					
普通株式	3,119	12	9	3,122	(注)
合計	3,119	12	9	3,122	

(注) 自己株式の増加12千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。自己株式の減少9千株は、連結子会社による売却による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末残高(百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結会計期間 減少	当中間連結会計期間末	
当行	ストック・オプションとしての新株予約権			—		30	
	合計			—		30	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月22日 定時株主総会	普通株式	906	5.00	平成24年3月31日	平成24年6月25日
	A種優先株式	441	7.35	平成24年3月31日	平成24年6月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの
該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
現金預け金勘定	35,144百万円	38,569百万円
定期預け金	11百万円	11百万円
その他の預け金	1,057百万円	1,273百万円
現金及び現金同等物	34,075百万円	37,284百万円

(リース取引関係)

借主側

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、車両であります。

(イ)無形固定資産

主として、ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。

貸主側

１．ファイナンス・リース取引

(1)リース投資資産に係るリース料債権部分の金額及び見積残存価額部分の金額並びに受取利息相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年 9 月30日)
リース料債権部分の金額	9,743	9,489
見積残存価額部分の金額	993	971
受取利息相当額	1,489	1,371
期末リース投資資産	9,248	9,089

(2)リース投資資産に係るリース料債権部分の金額の残存期間別明細

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年 9 月30日)
1 年以内	3,146	3,095
1 年超 2 年以内	2,491	2,425
2 年超 3 年以内	1,815	1,760
3 年超 4 年以内	1,165	1,128
4 年超 5 年以内	620	599
5 年超	504	479

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注 2) 参照)。

前連結会計年度(平成24年 3 月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	39,833	39,833	—
(2) コールローン及び買入手形	22,000	22,000	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	782	782	—
(4) 有価証券 其他有価証券	580,889	580,889	—
(5) 貸出金 貸倒引当金(1)	1,155,242 9,724		
	1,145,517	1,151,119	5,601
資産計	1,789,023	1,794,625	5,601
(1) 預金	1,696,646	1,701,950	5,304
(2) 借入金	28,120	28,193	72
負債計	1,724,766	1,730,144	5,377
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	380	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(40)	129	—
デリバティブ取引計	(40)	509	—

- (1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。なお、「ヘッジ会計が適用されているもの」の中には、金利スワップの特例処理によるものを含めて記載しております。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	38,569	38,569	—
(2) コールローン及び買入手形	43,000	43,000	—
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	773	773	—
(4) 有価証券 その他有価証券	567,775	567,775	—
(5) 貸出金 貸倒引当金（ 1 ）	1,162,064 11,125		
	1,150,938	1,157,341	6,402
資産計	1,801,056	1,807,459	6,402
(1) 預金	1,715,024	1,719,709	4,684
(2) 借入金	26,585	26,652	67
負債計	1,741,610	1,746,361	4,751
デリバティブ取引（ 2 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	96	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(102)	1	—
デリバティブ取引計	(102)	97	—

- (1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。なお、「ヘッジ会計が適用されているもの」の中には、金利スワップの特例処理によるものを含めて記載しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)コールローン及び買入手形

コールローンについては、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、買入手形については該当ありません。

(3)商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、キャッシュ・フローから、信用リスクを控除したものを市場金利で割引くことで時価を算出する方式にて現在価値を算定しております。

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を時価としております。

なお、市場価格を時価として算定した場合に比べて、前連結会計年度は、「有価証券」は1,150百万円増加、「繰延税金資産」が400百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は750百万円増加しており、当中間連結会計期間は、「有価証券」は630百万円増加、「繰延税金資産」が219百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は411百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、固定利付国債の価格に整合的な割引率と市場で評価されるスワップション・ボラティリティにフィットする金利の分散をもとに将来の金利推移をモデル化した上で、将来キャッシュ・フローを想定して算出した現在価値に基づき算出しております。なお、主たる価格決定変数は、国債の利回り及び価格並びにスワップション・ボラティリティであります。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(5)貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1)預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)借入金

借入金のうち、約定期間が短期間（１年以内）のもの、又は変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が長期間（１年超）で固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）及び通貨関連取引（為替予約、通貨オプション）であり、割引現在価値・取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算出した価額によっております。

(注２)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4)有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (平成24年３月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年９月30日)
非上場株式（１）（２）	1,728	1,718
合 計	1,728	1,718

- （１）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- （２）前連結会計年度において、非上場株式について34百万円減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式について10百万円減損処理を行っております。

(有価証券関係)

「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

１．満期保有目的の債券

前連結会計年度（平成24年３月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成24年９月30日現在）

該当ありません。

２．その他有価証券

前連結会計年度（平成24年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超える もの	株式	13,238	10,219	3,019
	債券	424,571	414,392	10,178
	国債	257,815	252,203	5,611
	地方債	59,472	57,124	2,347
	社債	107,284	105,064	2,219
	その他	47,864	45,137	2,727
	小計	485,674	469,749	15,925
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	株式	10,202	11,711	1,508
	債券	50,851	51,054	202
	国債	33,993	33,994	1
	地方債	2,353	2,358	5
	社債	14,505	14,700	195
	その他	34,160	35,933	1,772
	小計	95,215	98,699	3,484
合計		580,889	568,448	12,441

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	8,304	6,349	1,954
	債券	456,715	446,542	10,173
	国債	300,207	294,779	5,428
	地方債	47,646	45,390	2,256
	社債	108,861	106,373	2,488
	その他	51,456	49,052	2,404
	小計	516,476	501,944	14,531
中間連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	11,843	14,606	2,762
	債券	13,268	13,446	178
	国債	1,529	1,539	9
	地方債	736	738	1
	社債	11,001	11,168	167
	その他	26,187	27,968	1,781
	小計	51,298	56,021	4,722
合計		567,775	557,966	9,809

３．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、179百万円(うち、株式114百万円、その他64百万円)であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、472百万円(株式472百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結会計期間末(連結会計年度末)における時価の簿価に対する下落率が50%以上の銘柄について一律減損処理しております。

下落率が30%以上50%未満の銘柄については、時価の推移や発行会社の業績の推移、信用状況を考慮のうえ、時価の回復可能性が認められないと判断される銘柄を減損処理しております。

(金銭の信託関係)

１．満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（平成24年３月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成24年９月30日現在）

該当ありません。

２．その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度（平成24年３月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成24年９月30日現在）

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成24年３月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	12,441
その他有価証券	12,441
()繰延税金負債	3,542
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	8,899
()少数株主持分相当額	10
その他有価証券評価差額金	8,888

当中間連結会計期間(平成24年９月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	9,809
その他有価証券	9,809
()繰延税金負債	3,499
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	6,309
()少数株主持分相当額	9
その他有価証券評価差額金	6,300

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(平成24年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	14,653	—	345	345
	売建	14,571	—	345	345
	買建	81	—	0	0
	通貨オプション	3,547	—	34	34
	売建	1,773	—	23	23
	買建	1,773	—	10	10
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	380	380

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約	14,305	—	72	72
	売建	14,081	—	72	72
	買建	223	—	0	0
	通貨オプション	3,329	—	24	24
	売建	1,664	—	21	21
	買建	1,664	—	3	3
	その他	—	—	—	—
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合計		—	—	96	96

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成24年9月30日現在）

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成24年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ		22,761	20,722	68
	受取固定・支払変動	預金	22,761	20,722	68
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	金利先渡契約	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ		18,049	11,082	197
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	貸出金	18,049	11,082	197
合計		—	—	—	129

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

当中間連結会計期間（平成24年 9 月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	預金	20,687	20,687	136
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利先物	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—
	金利先渡契約	—	—	—	—
金利スワップの 特例処理	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	貸出金	14,102	7,925	135
合計		—	—	—	1

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、取引先金融機関から提示された価格によっております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成24年 3 月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成24年 9 月30日現在）

該当ありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（平成24年 3 月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成24年 9 月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（平成24年 3 月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（平成24年 9 月30日現在）

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
営業経費	一百万円	30百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当ありません。

当中間連結会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）

	平成24年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役9名、執行役員5名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 230,300株
付与日	平成24年8月8日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成24年8月9日～平成54年8月8日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	132円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株あたりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心に金融サービス事業を展開しております。従いまして、サービス別に業務別セグメントが構成されており、「銀行業」、「リース業」の2つを報告セグメントとしております。「銀行業」は、当行の本店のほか支店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務などの業務を行っております。また、「リース業」は、各種機械設備の総合リース業務を行っております。

２． 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であります。セグメント間の内部経常収益は、第三者間取引価格に基づいております。

なお、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「４．会計処理基準に関する事項(4)減価償却の方法」に記載のとおり、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成24年４月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したため、報告セグメントの減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。なお、これによる当中間連結会計期間の各セグメント利益に与える影響額は軽微であります。

３． 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 平成23年４月１日 至 平成23年９月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	17,977	2,516	20,493	355	20,849
セグメント間の内部経常収益	59	350	410	586	996
計	18,036	2,866	20,903	942	21,845
セグメント利益	2,281	67	2,349	220	2,570
セグメント資産	1,825,694	15,802	1,841,496	6,561	1,848,057
その他の項目					
減価償却費	685	1,655	2,341	2	2,343
資金運用収益	14,493	11	14,505	133	14,638
資金調達費用	1,760	82	1,843	15	1,858
貸倒引当金繰入額	697	51	749	1	751
株式等償却	622	—	622	—	622
特別利益	0	—	0	—	0
(固定資産処分益)	0	—	0	—	0
特別損失	132	0	132	—	132
(固定資産処分損)	18	0	18	—	18
(減損損失)	114	—	114	—	114
税金費用	1,030	30	1,060	124	1,185
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	575	1,653	2,229	—	2,229

(注) １．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、現金整理受託業等を含んでおります。

当中間連結会計期間(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
外部顧客に対する経常収益	18,723	2,520	21,244	172	21,416
セグメント間の内部経常収益	46	348	395	684	1,079
計	18,770	2,868	21,639	857	22,496
セグメント利益	1,468	201	1,669	231	1,901
セグメント資産	1,854,425	15,091	1,869,516	6,353	1,875,870
その他の項目					
減価償却費	818	1,612	2,430	2	2,432
資金運用収益	13,692	10	13,702	83	13,786
資金調達費用	1,522	74	1,596	9	1,605
貸倒引当金繰入額	2,007	56	1,950	39	1,911
株式等償却	482	—	482	—	482
特別利益	19	—	19	—	19
(固定資産処分益)	19	—	19	—	19
特別損失	20	0	20	—	20
(固定資産処分損)	20	0	20	—	20
税金費用	497	71	569	86	655
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,802	2,212	4,015	0	4,016

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、クレジットカード業、現金整理受託業等を含んでおります。

4. 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(1) 報告セグメントの経常収益の合計額と中間連結損益計算書の経常収益計上額

(単位：百万円)

経常収益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	20,903	21,639
「その他」の区分の経常収益	942	857
セグメント間取引消去	996	1,079
中間連結損益計算書の経常収益	20,849	21,416

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と中間連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

(2) 報告セグメントの利益の合計額と中間連結損益計算書の経常利益計上額

(単位：百万円)

利益	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	2,349	1,669
「その他」の区分の利益	220	231
セグメント間取引消去	18	32
中間連結損益計算書の経常利益	2,551	1,868

(3) 報告セグメントの資産の合計額と中間連結貸借対照表の資産計上額

(単位：百万円)

資産	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
報告セグメント計	1,841,496	1,869,516
「その他」の区分の資産	6,561	6,353
セグメント間取引消去	13,312	12,189
中間連結貸借対照表の資産合計	1,834,745	1,863,681

(4) 報告セグメントのその他の項目の合計額と当該項目に相当する科目の中間連結財務諸表計上額

(単位：百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		中間連結財務諸表計上額	
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
減価償却費	2,341	2,430	2	2	—	—	2,343	2,432
資金運用収益	14,505	13,702	133	83	59	43	14,578	13,742
資金調達費用	1,843	1,596	15	9	44	31	1,814	1,574
貸倒引当金繰入額	749	1,950	1	39	3	0	754	1,911
株式等償却	622	482	—	—	—	—	622	482
特別利益	0	19	—	—	—	—	0	19
(固定資産処分益)	0	19	—	—	—	—	0	19
特別損失	132	20	—	—	—	3	132	17
(固定資産処分損)	18	20	—	—	—	3	18	17
(減損損失)	114	—	—	—	—	—	114	—
税金費用	1,060	569	124	86	0	1	1,186	656
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,229	4,015	—	0	—	—	2,229	4,016

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	10,841	4,791	2,516	2,699	20,849

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	10,295	6,038	2,520	2,563	21,416

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
減損損失	114	—	114	—	114

当中間連結会計期間(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)

該当ありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当ありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当ありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年 9 月30日)
1 株当たり純資産額	円	317.09	303.48

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成24年 9 月30日)
純資産の部の合計額	百万円	90,205	87,627
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	32,734	32,624
うち優先株式	百万円	30,000	30,000
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	441	—
うち新株予約権	百万円	—	30
うち少数株主持分	百万円	2,293	2,594
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	57,470	55,002
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	181,238	181,235

2 . 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益金額	円	6.18	5.42
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	1,120	982
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	1,120	982
普通株式の期中平均株式数	千株	181,204	181,232
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額	円	3.23	2.55
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	165,562	202,770
うち優先株式	千株	165,562	202,702
うち新株予約権	千株	—	67
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当ありません。

2 【その他】

該当ありません。

3【中間財務諸表】
(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
資産の部		
現金預け金	39,491	38,231
コールローン	22,000	43,000
商品有価証券	782	773
金銭の信託	1,962	1,782
有価証券	582,408	569,286
	1, 7, 13	1, 7, 13
貸出金	1,158,731	1,165,539
	2, 3, 4, 5, 6, 8	2, 3, 4, 5, 6, 8
外国為替	1,459	1,769
	6	6
その他資産	4,643	6,147
その他の資産	4,643	6,147
	7	7
有形固定資産	26,092	26,895
	9, 10	9, 10
無形固定資産	2,325	3,048
繰延税金資産	5,920	5,953
支払承諾見返	3,058	2,810
	13	13
貸倒引当金	9,402	10,812
資産の部合計	1,839,474	1,854,425
負債の部		
預金	1,700,919	1,719,494
	7	7
借入金	19,597	18,246
	7, 11	7, 11
外国為替	12	312
社債	5,300	5,300
	12	12
その他負債	13,931	14,798
未払法人税等	239	629
リース債務	1,214	1,836
資産除去債務	132	133
その他の負債	12,345	12,199
賞与引当金	805	782
役員賞与引当金	18	-
退職給付引当金	3,922	3,954
役員退職慰労引当金	339	-
睡眠預金払戻損失引当金	160	162
偶発損失引当金	296	354
再評価に係る繰延税金負債	3,296	3,289
	9	9
支払承諾	3,058	2,810
	13	13
負債の部合計	1,751,658	1,769,506

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9 月30日)
純資産の部		
資本金	37,461	37,461
資本剰余金	32,761	32,761
資本準備金	15,000	15,000
その他資本剰余金	17,761	17,761
利益剰余金	6,249	5,880
利益準備金	508	777
その他利益剰余金	5,740	5,102
繰越利益剰余金	5,740	5,102
自己株式	1,116	1,118
株主資本合計	75,355	74,984
その他有価証券評価差額金	8,887	6,299
繰延ヘッジ損益	26	66
土地再評価差額金	9 3,546	9 3,537
評価・換算差額等合計	12,460	9,903
新株予約権	-	30
純資産の部合計	87,816	84,919
負債及び純資産の部合計	1,839,474	1,854,425

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
経常収益	18,036	18,770
資金運用収益	14,493	13,692
(うち貸出金利息)	10,766	10,253
(うち有価証券利息配当金)	3,683	3,395
役務取引等収益	2,154	2,204
その他業務収益	1,081	2,471
その他経常収益	306	402
経常費用	15,754	17,301
資金調達費用	1,760	1,522
(うち預金利息)	1,591	1,409
役務取引等費用	804	846
その他業務費用	270	264
営業経費	¹ 10,824	¹ 11,455
その他経常費用	² 2,094	² 3,214
経常利益	2,281	1,468
特別利益	0	19
特別損失	132	20
税引前中間純利益	2,149	1,467
法人税、住民税及び事業税	496	518
法人税等調整額	534	20
法人税等合計	1,030	497
中間純利益	1,118	970

(3)【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	37,461	37,461
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	37,461	37,461
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	15,000	15,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	15,000	15,000
その他資本剰余金		
当期首残高	17,761	17,761
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	17,761	17,761
資本剰余金合計		
当期首残高	32,761	32,761
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	-	-
当中間期末残高	32,761	32,761
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	232	508
当中間期変動額		
利益準備金の積立	276	269
当中間期変動額合計	276	269
当中間期末残高	508	777
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,068	5,740
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,381	1,347
中間純利益	1,118	970
利益準備金の積立	276	269
土地再評価差額金の取崩	-	8
当中間期変動額合計	539	638
当中間期末残高	4,529	5,102
利益剰余金合計		
当期首残高	5,300	6,249
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,381	1,347
中間純利益	1,118	970
利益準備金の積立	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	8
当中間期変動額合計	262	368
当中間期末残高	5,037	5,880

(単位: 百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
自己株式		
当期首残高	1,112	1,116
当中間期変動額		
自己株式の取得	1	1
当中間期変動額合計	1	1
当中間期末残高	1,114	1,118
株主資本合計		
当期首残高	74,410	75,355
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,381	1,347
中間純利益	1,118	970
自己株式の取得	1	1
土地再評価差額金の取崩	-	8
当中間期変動額合計	264	370
当中間期末残高	74,146	74,984
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	7,896	8,887
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	916	2,588
当中間期変動額合計	916	2,588
当中間期末残高	6,980	6,299
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	136	26
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	154	39
当中間期変動額合計	154	39
当中間期末残高	18	66
土地再評価差額金		
当期首残高	3,082	3,546
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	-	8
当中間期変動額合計	-	8
当中間期末残高	3,082	3,537
評価・換算差額等合計		
当期首残高	10,842	12,460
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	761	2,556
当中間期変動額合計	761	2,556
当中間期末残高	10,080	9,903
新株予約権		
当期首残高	-	-
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	-	30
当中間期変動額合計	-	30
当中間期末残高	-	30

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
純資産合計		
当期首残高	85,253	87,816
当中間期変動額		
剰余金の配当	1,381	1,347
中間純利益	1,118	970
自己株式の取得	1	1
土地再評価差額金の取崩	-	8
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	761	2,526
当中間期変動額合計	1,025	2,897
当中間期末残高	84,227	84,919

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：8年～50年 その他：3年～20年 (会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当行は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、この変更による損益に与える影響額は軽微であります。 (2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として1年～5年)に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

	当中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
	すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,864百万円（前事業年度末は15,798百万円）であります。
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。 過去勤務債務： その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理 なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
	(4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。
	(5) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
6．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7．リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

	当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
8 . ヘッジ会計の方法	金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。 なお、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
9 . 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、その他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

【追加情報】

当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
当行は、平成24年 6 月22日開催の第103期定時株主総会の決議により、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額未払分306百万円については「その他の負債」に含めて表示しております。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
株式	81百万円	81百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
破綻先債権額	710百万円	622百万円
延滞債権額	24,301百万円	28,378百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	1,082百万円	1,290百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
貸出条件緩和債権額	1,289百万円	1,274百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
合計額	27,383百万円	31,566百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
	13,078百万円	12,836百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	34,030百万円	33,754百万円
担保資産に対応する債務		
預金	1,346百万円	1,561百万円
借入金	15,550百万円	15,210百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
有価証券	29,551百万円	29,542百万円

子会社、関連会社の借入金等の担保として、差し入れている有価証券はありません。

また、その他の資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
保証金	379百万円	384百万円

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額はありません。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9月30日)
融資未実行残高	530,830百万円	528,673百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なもの及び総合口座の貸越契約によるもの	528,490百万円	526,181百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
	7,591百万円	7,744百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
減価償却累計額	19,091百万円	19,583百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付借入金	4,000百万円	3,000百万円

12. 社債は劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
劣後特約付社債	5,300百万円	5,300百万円

13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当中間会計期間 (平成24年9月30日)
	8,369百万円	8,033百万円

(中間損益計算書関係)

1. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
有形固定資産	504百万円	583百万円
無形固定資産	296百万円	448百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
貸倒引当金繰入額	697百万円	貸倒引当金繰入額 2,007百万円
株式等償却	622百万円	株式等償却 482百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	3,022	9	—	3,031	(注)
合計	3,022	9	—	3,031	

(注) 自己株式の増加9千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当中間会計期間(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	3,044	12	—	3,057	(注)
合計	3,044	12	—	3,057	

(注) 自己株式の増加12千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務機器であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	712	655	33	23
合 計	712	655	33	23

（注）取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

当中間会計期間（平成24年9月30日）

（単位：百万円）

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	57	55	—	2
合 計	57	55	—	2

（注）取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

未経過リース料期末残高相当額等

（単位：百万円）

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当中間会計期間 （平成24年9月30日）
1年内	23	2
1年超	—	—
合 計	23	2
リース資産減損勘定の残高	0	—

（注）未経過リース料中間会計期間末（期末）残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末（期末）残高が有形固定資産の中間会計期間末（期末）残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）	当中間会計期間 （自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）
支払リース料	67	5
リース資産減損勘定の取崩額	0	0
減価償却費相当額	67	5
減損損失	—	—

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

前事業年度（平成24年 3 月31日現在）

該当ありません。

当中間会計期間（平成24年 9 月30日現在）

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成24年 9 月30日)
子会社株式	81	81
合計	81	81

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務は、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益金額	円	6.16	5.35
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	1,118	970
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	1,118	970
普通株式の期中平均株式数	千株	181,330	181,307
(2)潜在株式調整後 1 株当たり 中間純利益金額	円	3.22	2.52
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	165,562	202,770
うち優先株式	千株	165,562	202,702
うち新株予約権	千株	—	67
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後 1 株当たり中間純利益 金額の算定に含めなかった潜在株 式の概要		—	—

(重要な後発事象)

該当ありません。

4 【その他】

該当ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月21日

株式会社第三銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 守 理 智

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 川 琢 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 浩 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社第三銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社第三銀行及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化されたものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 中間連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年11月21日

株式会社第三銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水 守 理 智

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 川 琢 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高 橋 浩 彦

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社第三銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第104期事業年度の中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社第三銀行の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化されたものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 中間財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれておりません。